

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

県本部各部課長
殿下各警察署長

宮本指第707号
平成18年5月18日
宮城県警察本部長

駐車監視員資格者講習等の実施要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「講習」という。）及び同号ロに規定する認定の運用については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（平成17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号ほか）によるほか、下記の事項に留意して、円滑かつ効果的に行うよう配意されたい。

なお、「駐車監視員資格者講習等の実施要領について」（平成17年4月4日付け宮本指第250号）は廃止する。

記

1 事前準備

(1) 講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、講習に係る次の事務を行う講習責任者を選任するものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。

ア 講習計画の作成に関すること。

イ 講習の実施の管理に関すること。

ウ 修了考査の合否の判定に関すること。

エ 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

(2) 講習実施の時期等

ア 交通指導課長は、委託規則第6条に規定する駐車監視員資格者講習を行おうとするときは、当該駐車監視員資格者講習の期日の30日前までに、

(ア) 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(イ) 受講手続に関する事項

(ウ) その他講習の実施に関し必要な事項

(エ) 申込期日

を宮城県公報に告示するほか、県政だより、宮城県警察ホームページ等の公的広報媒体に登載するものとする。

イ 当該年度における委託先選定手続の実施予定の有無、放置車両確認機関及び受講希望者の要望等を総合的に勘案して対応するものとする。

(3) 講習クラスの編成

講習1クラスの編成は、原則として50人程度で編成するものとする。

(4) 講習計画等の作成等

ア 講習計画は、講習実施予定期日の1月前までに作成するものとする。

イ 講習計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 講習細目が、習得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列しておくこと。

(イ) 講習細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助要員の人数、使用する教材等並びに設置すべき視聴覚教材の種類及び数等を示しておくこと。

ウ 講習細目、講習時間の配分等は、別添1「駐車監視員資格者講習実施細目」に準拠するものとする。

エ 講師は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てるものとする。

オ 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト又は本県警察において作成した資料、視聴覚教材等を活用するものとする。

2 受講申込みの受理

(1) 講習の告示

ア 講習を行おうとするときは、委託規則第6条の規定による告示を行うほか、宮城県警察ホームページへの掲載等広く広報を行うとともに、事前に登録（受託）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じて告示事項の周知を図ること。

イ 告示事項である講習の期日については、講習の実施期間及び時間が明らかになるようにすること。

〔例〕平成18年7月6日(木)及び7日(金)の2日間の講習（各日午前9時から午後5時15分まで）並びに7月14日(金)の修了考査（午前9時から午前10時00分まで）

ウ 受講手続に関する事項については、少なくとも次の事項を告示すること。

(ア) 受講の申込み期限

(イ) 受講申込書の提出先及び提出方法

(ウ) 受講申込みに必要な書類等

(エ) 受講手数料の金額、納入時期及び納入方法

エ その他講習の実施に関し必要な事項としては、駐車監視員資格者証の交付を受けるための手続・要件、受講に関する問い合わせ先を記載するものとする。

(2) 受講申込書の受理

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書の受理に際しては、受講して駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けていても駐車監視員資格者証交付申請の段階で法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない旨を事前に説明し、これを了知させること。

イ 受講申込書を受理した場合には、受講票を作成し、速やかに交付又は送付すること。

3 講習の実施

(1) 講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施するものとする。

(2) ビデオ、スライド等視聴覚教材を用いることにより、より講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚教材を活用するものとする。

- (3) 講習補助員は、資料の配付、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従い、講習を補助するものとする。

4 修了考査

(1) 考査の意義

修了考査は、受講者が講習事項を理解したか否かを確認するものであり、ことさらに難解な問題により受講者間に優劣を付ける選抜試験の類ではないことに留意すること。

(2) 実施対象者

修了考査は、原則当該講習のすべての課程に出席した者について実施すること。

ただし、当該講習の概ね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができるものとする。

(3) 出題要領等

ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。

イ 修了考査の時間は、1時間とする。

ウ 試験問題の作成に当たっては、別に定める「修了考査問題例」の中から選択するか、又はこれを参考として同程度の難易度の問題を作成するものとする。

エ 修了考査問題例は、交通指導課長が選任した講習責任者が保管することとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分注意すること。

オ 出題の配分については、別添2「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」に準拠して行うものとする。

カ 配点は1問につき2点とする。

キ 修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、焼却処分等をするなど問題の散逸防止を徹底すること。

(4) 合否の判断基準等

90点（正解率90%）以上の者を合格とするものとする。

5 講習修了の結果の伝達

- (1) 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知するものとする。

- (2) 合格者に対しては、下記7に従い「修了証明書」を交付するものとする。

6 修了考査において不正行為をした者の取扱い

- (1) 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とするものとする。

- (2) 不正手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置をとるものとする。

ア 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。

イ 他の都道府県において当該修了証明書を用い、駐車監視員資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏

名及び住所を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

7 修了証明書

- (1) 修了証明書の様式は、委託規則別記様式第1号によるものとする。
- (2) 修了証明書の交付に当たっては、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示するものとする。

8 修了証明書の再交付

- (1) 修了証明書の再交付申請に当たっては、再交付を申請する事由として亡失又は滅失の状況を具体的に記載させるものとする。
- (2) 修了証明書の再交付に当たっては、亡失した修了証明書を発見した場合には、速やかに返却するよう指導するものとする。

9 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定

- (1) 認定申請を受理した場合には、受検票を作成し、速やかに交付又は送付するものとする。
- (2) 認定審査は、修了審査の要領に準じて実施するものとする。
- (3) 認定書の再交付は、修了証明書の再交付の要領に準じて実施するものとする。
- (4) 認定申請から認定審査（審査）までの標準処理期間は、30日間である。
- (5) 駐車監視員資格者講習と併せて認定審査（審査）を実施する場合は、前記2(1)講習の告示に準じた措置を講ずるものとする。

別添 1

駐車監視員資格者講習教授細目

【第一日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 一 日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1時間	<p>駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。</p> <p>-----</p> <p>これまでの交通警察による総合的な駐車対策について具体的事例を挙げて説明し、理解させる。</p>
		交通警察の基礎知識		<p>警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。</p>
日	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2時間	<p>交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。</p> <p>確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。</p>
		駐車監視員制度の概要		
目	放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2時間	<p>道路の意義、分類等について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>車両の意義、分類等について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>交通規制の意義、主体、方法、効力発生の要件等について説明し、理解させる。</p>
		車両の基礎知識		
		交通規制の基礎知識		
	放置車両の確認に必要な基礎知識(2) ～前半	放置車両の意義	2時間	<p>駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等についてその規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。</p>
		駐車に関する道路交通法の規制		
小		計	7時間	

【第二日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 二 日 目	放置車両の確認に必要な基礎知識(2) ～後半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
日	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
		放置車両確認時の留意事項		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
		誤りやすい違反種別の認定要領		各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
小		計	7時間	

【第三日目】（第二日目から一定期間後）

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第三日目	修了考査	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	講習終了後1週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。 (合格基準90%)
小計			1時間	

別添 2

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講 習 項 目	講 習 細 目	出題基準
1 交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2
	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計		50